

令和8年2月

甲斐市定例市議会議案

甲 斐 市

令和8年2月27日 提出

甲斐市長 保 坂 武

目 次

議案番号	件 名	ページ
承認第1号	専決処分の承認を求める件	6
議案第1号	甲斐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件	10
議案第2号	甲斐市水道給水条例の一部改正の件	12
議案第3号	甲斐市下水道条例の一部改正の件	13
議案第4号	令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第8号）	15
議案第5号	令和7年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	21
議案第6号	令和7年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	25
議案第7号	令和7年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）	29
議案第8号	令和7年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第3号）	33
議案第9号	令和7年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第3号）	37
議案第10号	令和7年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	41
議案第11号	令和7年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第4号）	44
議案第12号	甲斐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件	45
議案第13号	甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部改正の件	46
議案第14号	甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件	47
議案第15号	甲斐市介護保険条例の一部改正の件	51

目 次

議案番号	件 名	ページ
議案第16号	不動産購入の件	55
議案第17号	権利の放棄の件	56
議案第18号	権利の放棄の件	57
議案第19号	市道路線認定の件	58
議案第20号	令和8年度甲斐市一般会計予算	60
議案第21号	令和8年度甲斐市国民健康保険特別会計予算	69
議案第22号	令和8年度甲斐市後期高齢者医療特別会計予算	73
議案第23号	令和8年度甲斐市介護保険特別会計予算	77
議案第24号	令和8年度甲斐市介護サービス特別会計予算	81
議案第25号	令和8年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計予算	85
議案第26号	令和8年度甲斐市農業集落排水事業特別会計予算	89
議案第27号	令和8年度甲斐市水道事業会計予算	92
議案第28号	令和8年度甲斐市簡易水道事業会計予算	94
議案第29号	令和8年度甲斐市下水道事業会計予算	96
議案第30号	令和8年度甲斐市戸別合併処理浄化槽事業会計予算	99

承認第 1 号

専決処分の承認を求める件

令和 7 年度甲斐市一般会計補正予算（専 1 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分理由

令和 8 年 1 月 23 日の衆議院の解散により 1 月 27 日公示、2 月 8 日投開票の総選挙が決定したことに伴い、選挙執行経費について、所要の予算を 1 月 23 日専決処分したものである。

別紙

令和7年度甲斐市一般会計補正予算（専1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月23日

甲斐市長 保 坂 武

令和7年度甲斐市一般会計補正予算（専1号）

令和7年度甲斐市の一般会計補正予算（専1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,910千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,659,642千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	県支出金	2,787,630	32,826	2,820,456
	3 委託金	207,003	32,826	239,829
19	繰入金	2,516,916	84	2,517,000
	1 基金繰入金	2,514,007	84	2,514,091
	歳入合計	37,626,732	32,910	37,659,642

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	5,367,206	32,910	5,400,116
	4 選挙費	45,465	32,910	78,375
	歳 出 合 計	37,626,732	32,910	37,659,642

甲斐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件

甲斐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

甲斐市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 16 年甲斐市条例第 102 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 補則（第 16 条）」を 「 第 5 章 災害弔慰金等支給審査会（第 16 条）」に改める。
第 6 章 補則（第 17 条）」

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 市は、前項の規定による災害弔慰金の支給に係る決定を行う場合は、支給の要件に該当することが明らかであるときを除き、あらかじめ第 16 条第 1 項の規定による甲斐市災害弔慰金等支給審査会に諮問し、その答申に基づき支給の決定をしなければならない。

第 9 条に次の 1 項を加える。

- 2 市は、前項の規定による災害障害見舞金の支給に係る決定を行う場合は、支給の要件に該当することが明らかであるときを除き、あらかじめ第 16 条第 1 項の規定による甲斐市災害弔慰金等支給審査会に諮問し、その答申に基づき支給の決定をしなければならない。

第 16 条を第 17 条とする。

第 5 章を第 6 章とし、第 4 章の次に次の 1 章を加える。

第 5 章 災害弔慰金等支給審査会

（災害弔慰金等支給審査会）

第 16 条 法第 18 条の規定により、甲斐市災害弔慰金等支給審査会（以下この条において「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、市長の諮問に応じて、災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する。
- 3 審査会は、委員 5 人以内で組織する。

- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 医師
 - (2) 弁護士
 - (3) 学識経験者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 5 委員の任期は、委嘱された日から災害弔慰金又は災害障害見舞金の調査審議が終了するまでの間とする。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の改正に伴い、災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給するにあたり、災害関連死に係る判定を行うための審査会を設置するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 2 号

甲斐市水道給水条例の一部改正の件

甲斐市水道給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市水道給水条例の一部を改正する条例

甲斐市水道給水条例（平成 16 年甲斐市条例第 156 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の地方公共団体の長が第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者（次項において「他の地方公共団体の長等」という。）が給水装置工事を施工する必要があると認めるときは、この限りでない。

第 11 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の地方公共団体の長等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害その他非常時における給水装置の早期復旧及び工事の適正な実施を確保するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 3 号

甲斐市下水道条例の一部改正の件

甲斐市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市下水道条例の一部を改正する条例

甲斐市下水道条例（平成16年甲斐市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「前条の計画に基づく」を削り、「排水設備等の」の次に「新設等の」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長（地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けたものに工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害その他非常時における排水設備の早期復旧及び工事の適正な実施を確保するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 4 号

令和 7 年度甲斐市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 7 年度甲斐市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 1 2 4, 4 6 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 8, 7 8 4, 1 1 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11	地方交付税	6,000,000	859,117	6,859,117
	1 地方交付税	6,000,000	859,117	6,859,117
14	使用料及び手数料	207,567	600	208,167
	1 使用料	166,543	600	167,143
15	国庫支出金	8,643,731	△42,882	8,600,849
	1 国庫負担金	5,334,012	140,870	5,474,882
	2 国庫補助金	3,291,500	△183,752	3,107,748
	3 委託金	18,219	0	18,219
16	県支出金	2,820,456	64,060	2,884,516
	1 県負担金	1,773,328	62,546	1,835,874
	2 県補助金	807,299	1,514	808,813
17	財産収入	98,122	9,150	107,272
	1 財産運用収入	24,282	9,150	33,432
19	繰入金	2,517,000	1,964	2,518,964
	1 基金繰入金	2,514,091	290	2,514,381
	2 特別会計繰入金	2,909	1,674	4,583
21	諸収入	598,405	6,659	605,064
	2 市預金利子	1,500	9,000	10,500
	5 雑入	560,369	△2,341	558,028
22	市債	1,866,400	225,800	2,092,200
	1 市債	1,866,400	225,800	2,092,200
	歳 入 合 計	37,659,642	1,124,468	38,784,110

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	5,400,116	△353,935	5,046,181
	1 総務管理費	4,057,973	△51,404	4,006,569
	2 徴税費	970,218	△304,451	665,767
	3 戸籍住民基本台帳費	231,525	1,920	233,445
3	民生費	14,861,157	362,136	15,223,293
	1 社会福祉費	5,953,434	25,125	5,978,559
	2 児童福祉費	7,506,038	337,011	7,843,049
	3 生活保護費	1,390,137	0	1,390,137
	4 国民年金費	11,147	0	11,147
4	衛生費	3,434,905	16,000	3,450,905
	1 保健衛生費	1,236,497	29,301	1,265,798
	2 環境衛生費	816,766	△660	816,106
	3 清掃費	1,381,642	△12,641	1,369,001
5	労働費	61,407	450	61,857
	1 労働諸費	61,407	450	61,857
6	農林水産業費	423,479	△12,545	410,934
	1 農業費	395,655	△7,936	387,719
	3 国土調査費	11,681	△4,609	7,072
7	商工費	1,185,810	0	1,185,810
	1 商工費	1,185,810	0	1,185,810
8	土木費	3,819,854	326,431	4,146,285
	1 土木管理費	276,997	10,725	287,722
	2 道路橋梁費	235,690	108,360	344,050
	3 河川費	48,500	△12,500	36,000
	4 都市計画費	3,149,729	220,907	3,370,636
	5 住宅費	108,938	△1,061	107,877

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9	消防費	1,165,055	△684	1,164,371
	1 消防費	1,165,055	△684	1,164,371
10	教育費	3,331,965	△6,718	3,325,247
	1 教育総務費	765,324	2,871	768,195
	2 小学校費	539,314	△3,200	536,114
	6 社会教育費	686,988	△4,389	682,599
	7 保健体育費	267,517	△2,000	265,517
12	公債費	2,592,634	△64,615	2,528,019
	1 公債費	2,592,634	△64,615	2,528,019
13	諸支出金	1,154,132	857,948	2,012,080
	1 基金費	1,154,132	857,948	2,012,080
	歳 出 合 計	37,659,642	1,124,468	38,784,110

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	ふるさと応援寄附金事業	80,000
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住基印鑑登録事務費	1,991
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務費	1,848
4 衛生費	2 環境衛生費	脱炭素社会推進事業	55,330
5 労働費	1 労働諸費	移住定住促進事業	900
6 農林水産業費	1 農業費	県営土地改良事業	28,995
8 土木費	1 土木管理費	土木総務事業	13,100
8 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	112,560
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁長寿命推進事業	7,055
8 土木費	4 都市計画費	緑化センター跡地活用事業	1,471,579
8 土木費	4 都市計画費	公園整備事業	267,523

第3表 地方債補正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	147,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えすることができる。
デジタル活用推進事業	50,800	同上	同上	同上

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災・減災事業	715,800	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えすることができる。	724,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えすることができる。
一般補助施設整備等事業	39,800	同上	同上	同上	39,300	同上	同上	同上
公共事業等	636,200	同上	同上	同上	675,200	同上	同上	同上
一般事業	21,300	同上	同上	同上	9,300	同上	同上	同上
緊急自然災害防止対策事業	23,000	同上	同上	同上	22,000	同上	同上	同上
防災対策事業	17,200	同上	同上	同上	10,800	同上	同上	同上

議案第 5 号

令和 7 年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度甲斐市の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6, 2 6 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 8 7 8, 4 9 7 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険税	1,212,650	△70,000	1,142,650
	1 国民健康保険税	1,212,650	△70,000	1,142,650
4	県支出金	4,853,878	△1,093	4,852,785
	1 県補助金	4,853,878	△1,093	4,852,785
5	財産収入	772	761	1,533
	1 財産運用収入	772	761	1,533
6	繰入金	746,037	52,702	798,739
	1 一般会計繰入金	477,636	△14,490	463,146
	2 基金繰入金	268,401	67,192	335,593
8	諸収入	27,004	11,370	38,374
	2 雑入	12,002	11,370	23,372
	歳 入 合 計	6,884,757	△6,260	6,878,497

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	115,578	△7,021	108,557
	1 総務管理費	91,459	29	91,488
	2 徴税費	23,879	△7,050	16,829
3	国民健康保険事業費納付金	1,926,519	0	1,926,519
	1 医療給付費分	1,298,206	0	1,298,206
	2 後期高齢者支援金等分	468,698	0	468,698
	3 介護納付金分	159,615	0	159,615
6	基金積立金	22,793	761	23,554
	1 基金積立金	22,793	761	23,554
	歳 出 合 計	6,884,757	△6,260	6,878,497

議案第 6 号

令和 7 年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度甲斐市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9, 2 5 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 3 9 5, 5 1 5 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	後期高齢者医療保険料	1,071,529	12,010	1,083,539
	1 後期高齢者医療保険料	1,071,529	12,010	1,083,539
3	繰入金	310,790	△2,774	308,016
	1 一般会計繰入金	310,790	△2,774	308,016
5	諸収入	1,524	14	1,538
	1 延滞金、加算金及び過料	2	14	16
	歳 入 合 計	1,386,265	9,250	1,395,515

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	後期高齢者医療広域連合納付金	1,339,846	9,250	1,349,096
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,339,846	9,250	1,349,096
	歳 出 合 計	1,386,265	9,250	1,395,515

議案第 7 号

令和 7 年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度甲斐市の介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 90, 173 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 837, 622 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	保険料	1,220,943	18,846	1,239,789
	1 保険料	1,220,943	18,846	1,239,789
2	分担金及び負担金	13,956	△49	13,907
	1 負担金	13,956	△49	13,907
4	国庫支出金	1,189,444	△16,054	1,173,390
	1 国庫負担金	1,039,205	△25,472	1,013,733
	2 国庫補助金	150,239	9,418	159,657
5	支払基金交付金	1,488,644	6,449	1,495,093
	1 支払基金交付金	1,488,644	6,449	1,495,093
6	県支出金	771,548	△19,820	751,728
	1 県負担金	745,825	△18,575	727,250
	2 県補助金	25,723	△1,245	24,478
7	財産収入	537	460	997
	1 財産運用収入	537	460	997
8	繰入金	1,058,611	△1,484	1,057,127
	1 一般会計繰入金	871,085	△1,484	869,601
9	繰越金	3,351	99,976	103,327
	1 繰越金	3,351	99,976	103,327
10	諸収入	4	1,849	1,853
	2 雑入	3	1,849	1,852
	歳 入 合 計	5,747,449	90,173	5,837,622

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	129,392	△1,656	127,736
	3 認定調査等費	20,782	719	21,501
	4 介護認定審査会費	44,589	△2,375	42,214
2	保険給付費	5,421,090	25,406	5,446,496
	1 介護サービス等諸費	5,061,470	28,802	5,090,272
	2 介護予防サービス等諸費	91,629	△9,660	81,969
	3 その他諸費	6,885	242	7,127
	4 高額介護サービス等費	115,880	6,022	121,902
	5 高額医療合算介護サービス等費	20,546	0	20,546
	7 特定入所者介護サービス等費	124,680	0	124,680
3	地域支援事業費	166,407	△1,521	164,886
	1 介護予防・生活支援総合事業費	92,328	△1,521	90,807
	2 包括的支援事業・任意事業費	73,632	0	73,632
	4 その他諸費	447	0	447
5	基金積立金	537	67,944	68,481
	1 基金積立金	537	67,944	68,481
歳 出 合 計		5,747,449	90,173	5,837,622

議案第 8 号

令和 7 年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度甲斐市の介護サービス特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 4 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7, 1 9 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰越金	1	643	644
	1 繰越金	1	643	644
	歳 入 合 計	16,547	643	17,190

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	諸支出金	2	643	645
	2 繰出金	1	643	644
	歳 出 合 計	16,547	643	17,190

議案第 9 号

令和 7 年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度甲斐市の地域し尿処理施設特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,059 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,650 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	財産収入	26	28	54
	1 財産運用収入	26	28	54
4	繰越金	500	1,031	1,531
	1 繰越金	500	1,031	1,531
	歳 入 合 計	14,591	1,059	15,650

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	諸支出金	26	1,059	1,085
	1 基金積立金	26	28	54
	2 繰出金	0	1,031	1,031
	歳 出 合 計	14,591	1,059	15,650

令和 7 年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度甲斐市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 22,800 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,757 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	繰入金	29,006	△23,583	5,423
	1 一般会計繰入金	29,006	△23,583	5,423
5	繰越金	1	783	784
	1 繰越金	1	783	784
	歳入合計	31,557	△22,800	8,757

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	31,218	△22,800	8,418
	1 総務管理費	31,218	△22,800	8,418
	歳 出 合 計	31,557	△22,800	8,757

令和 7 年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第 4 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度甲斐市の下水道事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度甲斐市の下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 下水道事業費用	1,730,782 千円	△58,541 千円	1,672,241 千円
第 1 項 営業費用	1,557,305 千円	△58,541 千円	1,498,764 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧中「過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 594,062 千円」を「過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 595,062 千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 資本的収入	879,932 千円	△1,000 千円	878,932 千円
第 1 項 企業債	473,500 千円	38,300 千円	511,800 千円
第 5 項 国庫補助金	140,000 千円	△39,300 千円	100,700 千円

（企業債）

第 4 条 予算第 6 条に定めた限度額を次のように改める。

（起債の目的）	（既決限度額）	（補正予定額）	（計）
公共下水道整備事業	348,900 千円	38,300 千円	387,200 千円

議案第 12 号

甲斐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件

甲斐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

甲斐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年甲斐市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条中「410,000円」を「450,000円」に、「370,000円」を「420,000円」に、「360,000円」を「400,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

甲斐市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、議員の報酬月額を改定するため所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部改正の件

甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

甲斐市の市長等の給与等に関する条例（平成16年甲斐市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「800,000円」を「850,000円」に改め、同条第2号中「640,000円」を「690,000円」に改め、同条第3号中「570,000円」を「620,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

甲斐市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市長、副市長及び教育長の給料月額を改定するため所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件

甲斐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

甲斐市国民健康保険税条例(平成16年甲斐市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。)の次に「及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「その世帯に属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第5条第1号中「第7条の2」の次に「、第9条の6」を加える。

第9条の2の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.32を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,400円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円
- (2) 特定世帯 500円
- (3) 特定継続世帯 750円

第23条第1項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に、「並びに同条」を「、同条」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 980円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円
- (イ) 特定世帯 350円
- (ウ) 特定継続世帯 525円

第23条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 700円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 500円
- (イ) 特定世帯 250円
- (ウ) 特定継続世帯 375円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

- キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 280円
- ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円
- ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 200円
 - (イ) 特定世帯 100円
 - (ウ) 特定継続世帯 150円

第23条第2項に次の1号を加える。

- (3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 1,190円
 - イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 1,050円
 - ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 840円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 700円

第23条第3項各号列記以外の部分中「及び被保険者均等割額」を「、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、「の被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第11項、第12項及び第14項から第21項までの規定中「第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の甲斐市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

甲斐市介護保険条例の一部改正の件

甲斐市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市介護保険条例の一部を改正する条例

甲斐市介護保険条例（平成16年甲斐市条例第115号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得」を「に給与所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得をいう。附則第17項から附則第21項までにおいて同じ。）」に、「に「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得」を「に「給与所得」に改める。

附則に次の5項を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

- 17 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。次項から附則第20項までにおいて同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万千円以上65万千円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。附則第12項第2号イを除き、以下同じ。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して

得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

18 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。附則第12項第2号イを除き、以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

19 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。附則第12項第2号イを除き、以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法

律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

20 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万千円以上65万千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万千円以上65万千円未満であり、かつ、地方税

法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 21 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）の公布に伴い、介護保険料率の算定に関する基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 16 号

不動産購入の件

赤坂台総合公園整備事業用地として、次の土地を購入するものとする。

1 不動産の所在地及び数量

所在地	地番	地目	面積
甲斐市竜王字輿石	200番1ほか10筆	畑 山林	8,172.20㎡

2 所有者



3 購入予定価格

金163,444,000円

提案理由

この不動産購入については、甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成16年甲斐市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

議案第 17 号

権利の放棄の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、次のとおり権利を放棄することについて、議会の議決を求める。

放棄する権利

- (1) 種 類 私債権
- (2) 内 容 住宅新築資金等貸付金に係る元金及び利子の請求権
- (3) 債権の額 未償還元利金 14,446,757 円
- (4) 債務者 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 69 条の規定により、住所及び氏名は記載しておりません。

提案理由

住宅新築資金等貸付金に係る元金及び利子の請求権の権利を放棄したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

権利の放棄の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、次のとおり権利を放棄することについて、議会の議決を求める。

放棄する権利

- | | |
|----------|---|
| （1）種 類 | 非強制徴収公債権 |
| （2）内 容 | 甲斐市老人福祉法に基づく費用の徴収に関する規則
（平成 16 年甲斐市規則第 74 号）による徴収金 |
| （3）債権の額 | 3 9 4, 1 0 2 円 |
| （4）債 務 者 | 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 69 条の規定の規定により、住所及び氏名は記載しておりません。 |

提案理由

債務者が死亡後、法定相続人全員が相続放棄したことにより、債権を回収する見込みがないことから、債権を放棄したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

議案第 19 号

市道路線認定の件

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次の路線を市道として認定するものとする。

番号	路線名	起 終 点 点	重要な 経過地	備 考		
				延 長	幅 員	摘 要
694	こたんだ 五反田 宅造 2 号線	竜王新町字五反田 1169 番 2 地先から 竜王新町字五反田 1169 番 10 地先まで		31.0m	6.0m～10.2m	

提案理由

市道の路線認定については、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

令和 8 年度甲斐市一般会計予算

令和 8 年度甲斐市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 33,992,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1	市税	10,055,077
	1 市民税	5,126,791
	2 固定資産税	4,056,611
	3 軽自動車税	315,449
	4 市たばこ税	550,000
	6 入湯税	6,226
2	地方譲与税	196,210
	1 自動車重量譲与税	140,000
	2 地方揮発油譲与税	40,000
	3 森林環境譲与税	16,210
3	利子割交付金	20,000
	1 利子割交付金	20,000
4	配当割交付金	60,000
	1 配当割交付金	60,000
5	株式等譲渡所得割交付金	60,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	60,000
6	法人事業税交付金	110,000
	1 法人事業税交付金	110,000
7	地方消費税交付金	1,800,000
	1 地方消費税交付金	1,800,000
8	ゴルフ場利用税交付金	23,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	23,000
9	環境性能割交付金	25,000
	1 環境性能割交付金	25,000
10	地方特例交付金	81,500
	1 地方特例交付金	80,000

款	項	金額
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	千円 1,500
11	地方交付税	6,200,000
	1 地方交付税	6,200,000
12	交通安全対策特別交付金	10,000
	1 交通安全対策特別交付金	10,000
13	分担金及び負担金	113,501
	1 負担金	113,501
14	使用料及び手数料	208,891
	1 使用料	166,667
	2 手数料	42,224
15	国庫支出金	7,585,244
	1 国庫負担金	5,117,919
	2 国庫補助金	2,449,845
	3 委託金	17,480
16	県支出金	2,523,543
	1 県負担金	1,702,321
	2 県補助金	646,983
	3 委託金	174,239
17	財産収入	89,050
	1 財産運用収入	52,669
	2 財産売払収入	36,381
18	寄附金	1,050,051
	1 寄附金	1,050,051
19	繰入金	1,075,729
	1 基金繰入金	1,058,459
	2 特別会計繰入金	17,270

款	項	金 額
20	繰越金	千円 400,000
	1 繰越金	400,000
21	諸収入	331,804
	1 延滞金、加算金及び過料	10,249
	2 市預金利子	15,000
	3 受託事業収入	20,120
	4 貸付金元利収入	4,296
	5 雑入	282,139
22	市債	1,973,400
	1 市債	1,973,400
歳 入 合 計		33,992,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 216,413
	1 議会費	216,413
2 総務費		4,099,130
	1 総務管理費	3,377,889
	2 徴税費	369,316
	3 戸籍住民基本台帳費	241,986
	4 選挙費	81,606
	5 統計調査費	3,125
	6 監査委員費	25,208
3 民生費		14,032,504
	1 社会福祉費	5,842,910
	2 児童福祉費	6,912,902
	3 生活保護費	1,265,760
	4 国民年金費	10,711
	5 災害救助費	221
4 衛生費		4,260,630
	1 保健衛生費	1,147,611
	2 環境衛生費	1,743,374
	3 清掃費	1,369,645
5 労働費		55,183
	1 労働諸費	55,183
6 農林水産業費		396,395
	1 農業費	378,609
	2 林業費	7,733
	3 国土調査費	10,053
7 商工費		102,262
	1 商工費	102,262

款	項	金額
8	土木費	千円 3,008,906
	1 土木管理費	291,395
	2 道路橋梁費	318,619
	3 河川費	43,200
	4 都市計画費	2,245,184
	5 住宅費	110,508
9	消防費	1,204,762
	1 消防費	1,204,762
10	教育費	3,998,041
	1 教育総務費	867,970
	2 小学校費	529,425
	3 中学校費	914,172
	4 学校給食費	838,739
	5 幼稚園費	1,253
	6 社会教育費	467,867
	7 保健体育費	378,615
11	災害復旧費	1,004
	1 農林水産施設災害復旧費	4
	2 公共土木施設災害復旧費	1,000
12	公債費	2,482,988
	1 公債費	2,482,988
13	諸支出金	103,782
	1 基金費	103,782
14	予備費	30,000
	1 予備費	30,000
歳 出 合 計		33,992,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
業務系システム調達支援業務委託	令和9年度	2,596
竜王庁舎のZEB化改修	令和9年度	731,212
令和8年度に貸し付けられた甲斐市創業融資に係る利子補給要綱に定めた資金の償還に係る利子補給	令和9年度	利子返済を開始した月から1年以内に支払った利子の額
令和8年度に貸し付けられた甲斐市小規模企業者経営改善対策資金利子補給要綱に定めた資金の償還に係る利子補給	令和9年度	利子返済を開始した月から1年以内に支払った利子の2分の1以内の額
甲斐敷島梅の里クラインガルテン用地賃借費	令和9年度から令和20年度まで	クラインガルテン用地面積17,098㎡に1㎡当たり年額20円を乗じた額とし、年額342千円とする。ただし、5年に1度経済変動による見直しを実施し改定した額
令和8年度に貸し付けられた甲斐市生活福祉資金等償還金の利子補給に関する条例に定めた資金の償還に係る利子補給	令和9年度から当該資金償還まで	各種資金の借入利子を限度とする額

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
デジタル活用推進事業	24,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。
一般事業	27,800	同 上	同 上	同 上
公共施設等適正管理推進事業	277,100	同 上	同 上	同 上
一般補助施設整備等事業	242,500	同 上	同 上	同 上
公共事業等	469,600	同 上	同 上	同 上
地域活性化事業	700	同 上	同 上	同 上
緊急自然災害防止対策事業	13,000	同 上	同 上	同 上
地方道路等整備事業	51,600	同 上	同 上	同 上
脱炭素化推進事業	36,300	同 上	同 上	同 上
緊急防災・減災事業	829,200	同 上	同 上	同 上
防災対策事業	1,300	同 上	同 上	同 上
計	1,973,400			

令和 8 年度甲斐市国民健康保険特別会計予算

令和 8 年度甲斐市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6, 6 2 6, 0 3 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 1,246,382
	1 国民健康保険税	1,246,382
2 使用料及び手数料		91
	1 手数料	91
4 県支出金		4,663,141
	1 県補助金	4,663,141
5 財産収入		2,713
	1 財産運用収入	2,713
6 繰入金		689,698
	1 一般会計繰入金	427,891
	2 基金繰入金	261,807
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		24,004
	1 延滞金、加算金及び過料	12,002
	2 雑入	12,002
歳 入 合 計		6,626,030

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 103,663
	1 総務管理費	91,323
	2 徴税费	12,102
	3 運営協議会費	238
2 保険給付費		4,550,610
	1 療養諸費	3,947,150
	2 高額療養費	578,700
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	19,509
	5 葬祭諸費	5,250
3 国民健康保険事業費納付金		1,881,533
	1 医療給付費分	1,221,342
	2 後期高齢者支援金等分	456,737
	3 介護納付金分	158,442
	4 子ども・子育て支援納付金分	45,012
5 保健事業費		69,057
	1 特定健康診査等事業費	65,294
	2 保健事業費	3,763
6 基金積立金		2,713
	1 基金積立金	2,713
7 公債費		353
	1 公債費	353
8 諸支出金		8,101
	1 償還金及び還付加算金	8,101
9 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		6,626,030

令和 8 年度甲斐市後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度甲斐市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 4 4 2, 2 9 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1	後期高齢者医療保険料	1,108,946
	1 後期高齢者医療保険料	1,108,946
2	使用料及び手数料	5
	1 手数料	5
3	繰入金	331,819
	1 一般会計繰入金	331,819
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	1,524
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	1,520
	3 雑入	2
	歳入合計	1,442,295

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 39,360
	1 総務管理費	30,819
	2 徴収費	8,541
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,401,414
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,401,414
3 諸支出金		1,521
	1 償還金及び還付加算金	1,520
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		1,442,295

令和 8 年度甲斐市介護保険特別会計予算

令和 8 年度甲斐市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5, 9 7 2, 6 9 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 保険料		1,271,200
	1 保険料	1,271,200
2 分担金及び負担金		13,469
	1 負担金	13,469
3 使用料及び手数料		428
	1 手数料	428
4 国庫支出金		1,235,834
	1 国庫負担金	1,088,374
	2 国庫補助金	147,460
5 支払基金交付金		1,568,396
	1 支払基金交付金	1,568,396
6 県支出金		785,953
	1 県負担金	771,645
	2 県補助金	14,308
7 財産収入		1,511
	1 財産運用収入	1,511
8 繰入金		1,095,895
	1 一般会計繰入金	891,436
	2 基金繰入金	204,459
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		4
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	3
歳入合計		5,972,691

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 126,451
	1 総務管理費	55,464
	2 徴収費	7,389
	3 認定調査等費	22,711
	4 介護認定審査会費	40,887
2 保険給付費		5,723,132
	1 介護サービス等諸費	5,350,641
	2 介護予防サービス等諸費	80,755
	3 その他諸費	7,721
	4 高額介護サービス等費	136,094
	5 高額医療合算介護サービス等費	20,469
	7 特定入所者介護サービス等費	127,452
3 地域支援事業費		102,127
	1 介護予防・生活支援総合事業費	78,020
	2 包括的支援事業・任意事業費	23,656
	4 その他諸費	451
5 基金積立金		1,511
	1 基金積立金	1,511
6 諸支出金		18,470
	1 償還金及び還付加算金	1,202
	2 繰出金	17,268
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		5,972,691

令和 8 年度甲斐市介護サービス特別会計予算

令和 8 年度甲斐市の介護サービス特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 5, 8 5 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1	サービス収入	14,081
	1 予防給付費収入	14,081
2	繰入金	1,770
	1 一般会計繰入金	1,770
3	繰越金	1
	1 繰越金	1
4	諸収入	2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		15,854

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 5,370
	1 総務管理費	5,370
2 事業費		10,482
	1 居宅介護支援事業費	10,482
3 諸支出金		2
	1 償還金	1
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		15,854

令和 8 年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計予算

令和 8 年度甲斐市の地域し尿処理施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 4, 9 7 6 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1	使用料及び手数料	7,128
	1 使用料	7,128
2	財産収入	129
	1 財産運用収入	129
3	繰入金	7,217
	1 一般会計繰入金	7,217
4	繰越金	500
	1 繰越金	500
5	諸収入	2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		14,976

歳 出

款	項	金 額
1 衛生費		千円 14,747
	1 地域し尿処理施設費	14,747
2 諸支出金		129
	1 基金積立金	129
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		14,976

令和 8 年度甲斐市農業集落排水事業特別会計予算

令和 8 年度甲斐市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9, 9 0 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1	分担金及び負担金	1,265
	1 負担金	1,265
2	使用料及び手数料	1,190
	1 使用料	1,189
	2 手数料	1
4	繰入金	7,445
	1 一般会計繰入金	7,445
5	繰越金	1
	1 繰越金	1
6	諸収入	2
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	1
	歳入合計	9,903

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 9,803
	1 総務管理費	9,803
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		9,903

令和 8 年度甲斐市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度甲斐市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 使用給水栓数	26,713 栓
(2) 年間総給水量	5,876,000 m ³
(3) 1 日平均給水量	16,099 m ³
(4) 建設改良事業	
イ 配水管整備事業	655,101 千円
ロ 施設整備事業	146,644 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 水道事業収益	1,249,338 千円
第 1 項 営業収益	1,137,806 千円
第 2 項 営業外収益	111,530 千円
第 3 項 特別利益	2 千円

支 出

第 1 款 水道事業費用	936,875 千円
第 1 項 営業費用	902,620 千円
第 2 項 営業外費用	28,794 千円
第 3 項 特別損失	1,461 千円
第 4 項 予備費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額 677,333 千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 60,060 千円、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 268,273 千円、建設改良積立金 349,000 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款 資本的収入	146,173 千円
第 3 項 負担金	108,244 千円
第 6 項 固定資産売却代金	1 千円

第8項	加入金	37,928千円
	支 出	
第1款	資本的支出	823,506千円
第1項	建設改良費	812,776千円
第2項	企業債償還金 (一時借入金)	10,730千円
第5条	一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。 (予定支出の各項の経費の金額の流用)	
第6条	予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。 (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失における項間の流用 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)	
第7条	次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。 (1) 職員給与費 98,888千円 (他会計からの補助金)	
第8条	一般会計等からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。 (1) 児童手当 360千円 (たな卸資産購入限度額)	
第9条	たな卸資産の購入限度額は、5,660千円と定める。	

令和 8 年度甲斐市簡易水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度甲斐市の簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 使用給水栓数	503 栓
(2) 年間総給水量	99,000 m ³
(3) 1 日平均給水量	271 m ³
(4) 建設改良事業	
イ 配水管整備事業	5,178 千円
ロ 施設整備事業	19,827 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 水道事業収益		102,424 千円
第 1 項 営業収益		15,251 千円
第 2 項 営業外収益		87,172 千円
第 3 項 特別利益		1 千円
支 出		
第 1 款 水道事業費用		103,849 千円
第 1 項 営業費用		99,747 千円
第 2 項 営業外費用		2,010 千円
第 3 項 特別損失		92 千円
第 4 項 予備費		2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額 28,362千円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 28,362千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第 1 款 資本的収入		27,214 千円
第 1 項 企業債		19,800 千円
第 3 項 負担金		2,755 千円
第 7 項 補助金		4,615 千円

第8項 加入金 44 千円

支 出

第1款 資本的支出 55,576 千円

第1項 建設改良費 25,005 千円

第2項 企業債償還金 30,571 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
簡易水道事業	19,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5,816 千円

(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道事業の安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、61,996千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6千円と定める。

令和 8 年度甲斐市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度甲斐市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	26,700 戸
(2) 年間総処理水量	5,654,000 m ³
(3) 1 日平均処理水量	15,400 m ³
(4) 建設改良事業	
イ 社会資本整備総合交付金事業	418,500 千円
ロ 公共下水道事業	27,250 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 下水道事業収益	1,651,026 千円
第 1 項 営業収益	778,139 千円
第 2 項 営業外収益	872,886 千円
第 3 項 特別利益	1 千円
支 出	
第 1 款 下水道事業費用	1,585,440 千円
第 1 項 営業費用	1,411,576 千円
第 2 項 営業外費用	171,954 千円
第 3 項 特別損失	910 千円
第 4 項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 635,419 千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,941 千円、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 622,119 千円、建設改良積立金 9,359 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 資本的収入	704,684 千円
第 1 項 企業債	408,300 千円

第4項 負担金	51,642 千円
第5項 国庫補助金	125,000 千円
第7項 補助金	119,742 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,340,103 千円
第1項 建設改良費	526,733 千円
第2項 企業債償還金	813,370 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
令和8年度に貸付けられた甲斐市下水道排水設備等改造資金融資あっせん要綱に定めた融資資金の償還に係る利子補給	令和9年度から当該資金償還まで	資金の借入利子を限度とする額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
流域下水道整備事業	71,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えすることができる。
公共下水道整備事業	336,800			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定め

る。

(1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

57,710 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、696,846千円である。

令和 8 年度甲斐市戸別合併処理浄化槽事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度甲斐市の戸別合併処理浄化槽事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 浄化槽設置基数	258 基
(2) 年間総処理水量	51,744 m ³
(3) 1 日平均処理水量	141 m ³
(4) 建設改良事業	
イ 合併浄化槽事業	3,156 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 戸別合併処理浄化槽事業収益	33,493 千円
第 1 項 営業収益	5,715 千円
第 2 項 営業外収益	27,778 千円

支 出

第 1 款 戸別合併処理浄化槽事業費用	34,639 千円
第 1 項 営業費用	33,486 千円
第 2 項 営業外費用	993 千円
第 3 項 特別損失	110 千円
第 4 項 予備費	50 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,273 千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,273 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款 資本的収入	5,075 千円
第 1 項 企業債	1,100 千円
第 4 項 負担金	94 千円
第 5 項 国庫補助金	695 千円

第7項 補助金	3,186千円
支 出	
第1款 資本的支出	6,348千円
第1項 建設改良費	3,162千円
第2項 企業債償還金	3,186千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
戸別合併処理浄化槽事業	1,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款戸別合併処理浄化槽事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,779千円

(他会計からの補助金)

第9条 戸別合併処理浄化槽事業の安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、26,099千円である。